

群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター障害学生支援室設置要項

平成 25 年 12 月 10 日

学 長 裁 定

改正 平成 26 年 4 月 1 日

平成 28 年 7 月 4 日

平成 30 年 4 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 障害のある学生(以下「障害学生」という。)がその年齢及び能力並びに障害の種別及び程度に応じて十分な教育を受け、学生生活を円滑に送ることができるようようにするため、群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター(以下「学生支援センター」という。)に、障害学生支援室(以下「支援室」という。)を置く。

(業 務)

第 2 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 障害のある入学志願者等との事前相談等に関すること。
- (2) 障害学生との面談等に関すること。
- (3) 障害学生に対する支援計画の立案及び支援内容の検討に関すること。
- (4) 障害学生に対する支援の実施に関すること。
- (5) 障害学生への支援に係る専門的技能等を持った職員の確保に関すること。
- (6) 障害学生の支援者の養成計画等の立案及び養成に関すること。
- (7) 障害学生の支援者との支援に係る連絡調整及び支援実績の管理に関すること。
- (8) 障害学生に対する支援に係る啓発活動に関すること。
- (9) その他障害学生に対する支援に関し必要な事項

(組 織)

第 3 支援室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 学生支援センターの主担当を命じられた教員 1 人
- (4) 学生支援センター運営委員会内規第 3 条第 5 号の委員
- (5) 専門支援者
- (6) 学生支援課副課長 1 人
- (7) 各学部等事務部の学生支援担当職員 各 1 人
- (8) その他学生支援センター長が必要と認める者 若干人

(室長等)

第 4 室長は、学生支援センター副センター長をもって充て、副室長は、第 3 の第 4 号の室員のうちから学生支援センター長が指名する室員をもって充てる。

2 室長は支援室の業務を掌理し、副室長は室長を補佐するとともに、室長に事故あるときはその職務を代行する。

(任 期)

第 5 第 3 の第 8 号の室員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

- 第6 支援室の円滑な運営を図るため、群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター障害学生支援室会議（以下「支援室会議」という。）を置く。
- 2 支援室会議は、第2の各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。
 - 3 支援室会議は、室員をもって組織する。
 - 4 支援室会議に議長を置き、室長をもって充てる。
 - 5 議長が必要と認めたときは、室員以外の者を支援室会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

- 第7 障害学生支援に係る課題を抽出し問題解決を図るため、支援室会議にワーキンググループを置くことができる。

(事 務)

- 第8 支援室の事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑 則)

- 第9 この要項に定めるもののほか、支援室の運営に関し必要な事項は、大学教育・学生支援機構長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成25年12月10日から施行する。
- 2 障害学生支援室の設置について(平成22年4月22日学生支援センター運営委員会決定)は、廃止する。
- 3 この要項施行後、最初に委嘱される第3の第3号及び第8号の室員は、施行日の前日において、障害学生支援室の設置について(平成22年4月22日学生支援センター運営委員会決定)第3の第3号及び第8号の職員である者とし、その任期は、第5の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年7月4日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。